

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 高田 信敬 たかだ のぶたか

本論文は、平安朝貴族社会の制度や慣習が『源氏物語』の虚構の物語世界の形成にいか
に奥行き深く組み込まれているかを、史料を広く丹念に調査して徹底的に考証したもので、
論文の構成は、第一部「言葉と制度」、第二部「典籍踏査」の二部からなる。

第一部第一章「侍従の場合」は、平安朝における侍従任官者の事例を精査して、一条朝
では十代前半の侍従が増加していることを明らかにし、『源氏物語』における侍従の任官例
も一条朝の実態に準拠していることを指摘する。第二章「按察大納言」は、按察大納言に
任ぜられた者はそれが極官となる例が多く、桐壺更衣の父・按察大納言が娘の入内に異常
な執念を抱いていたことについて、彼は大臣への昇進を目前にして亡くなった有力な政治
家だったとする従来の方見方は成り立たないことを指摘する。第三章「后妃の呼び名」は、
「女御」は本来天皇の夫人の呼称であるが、当時、東宮や院の女御といった慣用が一般化
していたにも関わらず、『源氏物語』ではその呼称が厳格に本義に則して用いられているこ
とを指摘する。第四章「非参議の四位どもの」は、「非参議」の多義性のなかで、「雨夜の
品定め」に所謂「非参議の四位ども」の指す所を的確に示すととともに、所謂「不経参議」
の栄達コースは、この物語が書かれた時代の直後に確立するもので、まだこの物語には反
映していないとする。第五章「蔵人より今年かうぶり得たる」は、六位の蔵人とその巡爵
について精査し、物語の読みに生かした論。第六章「御息所御輿に乗り給へるにつけても」
は、六条御息所が斎宮に選ばれた娘とともに輿に乗って参内する際に抱いた感慨について、
乗輿は天子・皇后・斎宮のみに許されていたことを明らかにし、これを御息所の東宮妃と
して時めいていた過去と対比しての感慨とする従来解釈は誤りであることを指摘する。
第七章「宮のあひだの事」は、光源氏が藤壺に宛てた消息のなかに見えるこの言葉は、「宮
に関する事」を意味する男性官人用語であって、藤壺と東宮との間のことという従来解釈
は誤りであり、この消息は公人としての立場を装って書かれていることを明らかにして
いる。第八章「母後の地位」は、藤壺への女院宣下と思しき記事の後、彼女の呼称は「中
宮」のままであることから、近年、藤壺は女院にはならなかったという説が出されている
が、女院宣下後も「中宮」と呼ばれる例は普通に見られることを指摘する。第九章「夕霧
元服」第十章「直衣参内」は、光源氏の子息夕霧の大学寮入学に関連して、いずれも従来
の解釈の不備を明快に正したものである。第一部はほかに、第十一章「後宮殿舎の使われ
方」、第十二章「紫の上葬送」、第十三章「光源氏の本貫」の論からなる。

以上のような高田氏の考証は、もとより平安・鎌倉期の史料を博搜したものであるが、
一方、氏の有職故実に関する知見は、中世・近世の源氏学に負う所も大きい。第二部は、
そうした中・近世の源氏学の、従来あまり知られていなかった典籍について、文献学的・
書誌学的考察を加えたものである。

本論文は、この物語の平安朝の制度・慣習の実態に即した写実性を強調するあまり、ロ
マネスクな要素を排除してしまった憾みをなしとしないが、しかしながら、従来解釈に
あった恣意的な憶測を厳しく正した功績はきわめて大きく、審査委員会は本論文が博士(文
学)の学位に値するとの結論に達した。